

契約条項 P-5575_210118

ブロードバンドおまかせパック

甲は、注文書記載の「ブロードバンドおまかせパック」（以下本サービスという）を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. 基本サービス

乙は、甲が提示するユーザーマニュアル等にもとづき、ルーターおよびPCを設定します。

- (1) 乙が設定するルーターおよびPCは各1台とします。
- (2) PCの設定は、ネットワーク設定、Webブラウザ設定および1アカウントのメール設定とします。ただし、無線LANの設定作業およびメールクライアントのインストール作業は含まないものとします。
- (3) 甲は、乙が本サービスを着手する前に、ルーターまたはHubとPC間のLANケーブルの接続を完了しておくものとします。

2. 追加PCネット設定サービス

- (1) 甲が前項の基本サービスと同時に2台目以降のPCネット設定を乙に依頼する場合、乙は乙所定の料金で実施します。
- (2) 追加PCネット設定サービスの実施条件は、前項第2号および第3号と同様とします。

3. 無線LANルーター設定サービス

乙は、甲が提示するユーザーマニュアル等にもとづき、回線業者が甲に提供する無線LANタイプのルーターおよびPCを設定します。

- (1) 乙が設定するルーターおよびPCは各1台とします。
- (2) ルーターおよびPCの設定は、次のとおりとします。ただし、PCのネット設定は含まないものとします。
 - ① 無線LANアクセスポイント（親機）の設定
 - ② PCの無線LANアダプタ（子機）の取り付けおよびドライバーのインストール
 - ③ PCの無線LAN設定

4. 追加PC無線LAN設定サービス

- (1) 甲が前項の無線LANルーター設定サービスと同時に2台目以降のPC無線設定を乙に依頼する場合、乙は乙所定の料金で実施します。
- (2) 前号の設定内容は、前項第2号と同様とします。

5. 本項は、前4項に共通して適用するものとします。

- (1) 甲は、乙の作業完了後すみやかに設定内容を確認し、「終了承認証」を乙に提出するものとします。
- (2) 前号の「終了承認証」の交付をもって、本サービスは完了するものとします。
- (3) 甲は、乙が本サービスを着手する前に次の資料等を乙に提示するものとします。
 - ① 本サービスの実施に必要なルーター、PC等の設定情報、ユーザーマニュアル、メディア
 - ② プロバイダーが乙の送付したアカウント、パスワード、メールの設定情報
- (4) 甲は、本サービスを乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
- (5) 本サービス完了後、甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
- (6) 本サービスの実施に起因する甲のコンピューター・プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。
- (7) 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるとする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。ただし、甲が第6項の防御措置を実施しなかったことによる損害について、乙は一切の責めを負わないものとします。
- (8) 第1項第3号および本項第3号に定める甲の準備が

完了していない等、乙の責によらず乙が本サービスに着手できない場合、乙は本サービスの履行義務を負わず、甲は乙に対して本サービスの料金を支払うものとします。

以上